

川西市上下水道局建設工事検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上下水道局が発注する建設工事請負契約（以下「請負契約」という。）給付の完了の確認等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、川西市契約規則（昭和49年川西市規則第15号）、法令その他別に定めのあるものを除くほか必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(検査実施機関及び検査所管者)

第2条 検査は、上下水道局経営企画課が実施する。

2 検査所管者は、当初契約額が1000万円以上の建設工事については総務部契約検査課長（工事検査担当）を併任する主幹とし、当初契約額が1000万円未満の建設工事については上下水道局経営企画課長とする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 完成検査 工事が完成したときに行う検査（検査結果の手直し検査を含む。以下同じ。）をいう。

(2) 中間検査

ア 出来形部分検査工事の完成前にその出来形部分について行う検査をいう。

イ 中間技術検査 工事の施工中において行う適正な技術的施工を確保するために行う検査をいう。

ウ 臨時検査 検査所管者が必要と認め臨時に行う検査をいう。

(関係書類の送付)

第4条 工事所管課長は、検査に係る請負契約を締結した場合は、契約書、設計図書、工事着手届、工程表等の写しを直ちに検査所管者に送付しなければならない。契約内容が変更された場合も、また同様とする。

(検査請求及び通知)

第5条 工事所管課長は、検査を受けようとするときは、検査請求書（様式第1号）を検査所管者に提出しなければならない。

2 検査所管者は、前項の検査請求書を受理したときは、速やかに検査の日時を工事所管課長に、検査通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

(検査員の任命)

第6条 検査所管者が前条の検査請求書を受理したときは、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、速やかに当該工事の工事検査員（以下「検査員」という。）を任命しなければならない。

2 検査員は、川西市上下水道局建設工事監督要綱（平成23年4月1日施行）第3条に規定する監督員と兼ねることはできない。

(検査の実施)

第7条 検査は、当該工事の監督員及び受注者等の立会いのもとに実施するものと

する。ただし、検査所管者が必要ないと認めるときは、この限りでない。

- 2 検査を行うにあたって必要な検査技術基準については、管理者が別に定めるものとする。

(検査員の職務)

第8条 検査員は、契約書、設計図書、工程表、工事着手届等の関係書類に基づき、厳正な態度をもって、公正かつ綿密に検査を行わなければならない。

- 2 検査員は、検査台帳を作成し、対象工事の検査の経過を明らかにしておかなければならない。

(検査員の権限)

第9条 検査員は、検査を実施するに当たり必要があると認めるときは、監督員及び受注者等に対して、工事関係図書の提出、当該工事に関する説明その他必要な措置を求めることができる。

- 2 検査員は、検査に当たり必要があると認めるときは、検査の目的物の一部を破壊することができる。この場合において、受注者の負担において原形に復するものとする。

(検査結果の報告等)

第10条 検査員は、検査を完了したときは、直ちに検査報告書(様式第3号)を作成し、検査所管者に報告しなければならない。

- 2 検査所管者は、前項の報告を受けたときは、直ちに工事所管課長に、検査結果通知書(様式第4号)により通知しなければならない。

(検査調書)

第11条 検査員は、検査が完了したときは、当該検査が完成検査であるときは工事完成 検査調書(様式第5号)を、出来形部分検査であるときは出来形部分検査調書(様式第6号)を作成し、検査所管者に報告しなければならない。

- 2 検査所管者は、前項の報告を受けたときは、直ちに工事所管課長に通知しなければならない。

(工事成績評定)

第12条 検査員は、完成検査の終了後、別に定める工事成績評定要領に基づき、当該工事の成績について評定を行うものとする。

(手直し工事)

第13条 検査員は、検査の結果、工事目的物に、契約書、設計図書等の関係書類に適合しない部分があると認められるときは、当該工事の監督員に対して、修補、改造その他必要な措置を講ずるよう指示し、その内容を検査所管者に報告しなければならない。

- 2 検査員は、監督員から前項の手直し工事が完了した旨の通知があったときは、直ちに手直し検査をしなければならない。

(検査の中止等)

第14条 検査員は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止することができる。

- (1) 検査の立会いを拒んだとき。

- (2) 検査員の職務の執行を妨害し、又はその指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検査員が検査をできないと判断したとき。
- 2 検査員は、前項の規定により検査を中止した場合は、直ちに検査所管者に報告しなければならない。
- 3 検査所管者は、前項の報告を受けたときは、直ちに検査員に必要な指示を与えるとともに、適宜の措置を採らなければならない。

(工事検査の委託)

第15条 検査所管者は、特に必要と認めるときは、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定に基づき、検査員以外の者に検査を委託することができる。

2 工事の検査の実施については、前項の委託を行った場合においても、この要綱の規定に準じて行うものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。